

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N571
2018.9.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第10回

- 憲法の平和主義と相反する安全保障技術研究推進制度…………… 清末愛砂
旭川のアイヌ遺骨返還訴訟で和解成立…………… 畑地雅之
HIV感染不告知を理由に内定取り消し、病院を経営する社会福祉法人を提訴…………… 加藤丈晴
都市の中の貴重な緑を守る—東京都中野区の公園破壊に対し、住民訴訟でたたかう…………… 小島延夫
死刑廃止論の方々へ—オウム事件・死刑執行に接して…………… 滝本太郎
『共謀罪コメンタール』のご紹介…………… 山田大輔
—反対運動で勝ち取った、市民に適用できない共謀罪の解釈
2018年度法律家6団体連絡会合宿報告…………… 久保木太一
—渡辺治名誉教授基調講演演要録
消費者スマイル基金にご支援を…………… 鈴木敦士
【議長ひとくちトーク】みんながやらない簡単に自信が付く方法—優越感独り占め…………… 北村 栄
ロースクールの実情と法曹養成
ロースクールの意義・役割…………… 玉木芳法



ギャンブル列島ニッポン

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第10回

憲法の平和主義と相反する 安全保障技術研究推進制度

北海道 清末 愛砂

(室蘭工業大学大学院工学研究科准教授)

1 安全保障技術研究推進制度の誕生

(1) 安全保障技術研究推進制度とは何か

二〇一五年設置の防衛装備庁(防衛省外局)は、防衛技術としても活用できる民生技術(デュアル・ユース技術)研究を発展させるために、初年度から「安全保障技術研究推進制度」を導入した。初年度予算は三億円、二〇一六年度は六億円であったが、二〇一七年度には二〇億円へと大幅増額された。本制度はデュアル・ユース研究を掲げている以上、防衛技術研究、言い換えると軍事技術研究を正面から肯定し、そうした研究に研究費を提供するものである。まずはこの点を最大の問題点として指摘しておきたい。

本制度は競争的研究資金であるため、各研究機関に所属する研究者が各自の研究課題を提示(申請)し、審査により採択が決まる方式がとられている。申請は文部科学省/日本学術振興会の科学研究費助成事業(科研費)同様に所属機関経由でなされる。したがって、本制度の申請を認めていない研究機関に所属している研究者は申請自体ができない。

(2) 問われる日本学術会議と各研究機関

安全保障技術研究推進制度導入以後、日本学

術会議では軍事研究をめくり再検討がなされた。過去二度にわたり、戦争目的の軍事研究にしたがわないとする旨の声明を出していることを受けての再検討である。その結果、二〇一七年三月にあらたな声明として「軍事的安全保障研究に関する声明」が決定された。本声明は軍事研究に明示的に反対していない、本制度への申請自体を禁じていない等、あいまいさや不十分さが残るものではない。しかし、基本的な姿勢としては従来の声明の立場を踏襲すると考えることができよう。

日本学術会議での議論に加え、各研究機関でも本制度への申請を認めるか否かについての検討が行われるようになった。そのなかで国公立か私学かを問わず、申請を認めないとする立場を打ち出す大学(例えば、法政大学、明治大学、千葉大学、新潟大学等)が現れた。私が憲法学の専任教員として勤務する室蘭工業大学もその一つである。

2 デュアル・ユース研究を問題化する

(1) 民生技術と軍事技術の線引き問題

国立の単科大学である室蘭工業大学の教員の多くは理系の研究者である。なかには、「自分の研究は軍事技術としか使えない」「学問の自由が保障されているのだから、軍事研究も認められるはず」といった旨の発言をし、安全保障技術研究推

進制度への申請を強く希望する研究者もいる。また、民生技術と軍事技術の線引きが難しいことにこだわる研究者もいる。確かにその線引きは困難であり、研究者がかかわった民生技術研究の成果が研究者の意図にかかわらず、軍事技術研究およびその成果としての軍事技術の発明に結びつくことは大いに考えられる。

したがって、安全保障技術研究推進制度の是非を検討するときに線引き問題にとらわれすぎると、同制度の問題を定めにくくなる。重要なことは、上述のように同制度の最大の問題が軍事研究を公的に認め、またそれを前提にしていることにある。これらの点を軸にして批判的検討を進めなければ、例えば「通常の研究費を用いてデュアル研究を行っている研究者がいるのに、安全保障技術研究推進制度の下で同様の研究をすることが認められないのはなぜか」という疑問に対し、合理的な反論はしにくいだろう。

(2) 室蘭工業大学学長通知に示された 安全保障技術研究推進制度の問題

室蘭工業大学では二〇一六年の年末とりわけ二〇一七年に入ってから、安全保障技術研究推進制度に反対する教職員が大学執行部に対し、申請を認めないよう働きかける活動を積極的に行うようになった。日本学術会議があらたな声明を決

定する可能性が高まり、それにあわせて大学が申請を認める方向に動くことが懸念されたからである。

二〇一七年五月二五日、室蘭工業大学学長は日本学術会議の声明を尊重する形で、安全保障技術研究推進制度の公募(二〇一七年度)が「デュアル・ユース技術の積極的な活用的重要性を指摘し」また「将来の応用における重要課題を構想し、根源に遡って解決法を探索する技術指向型の基礎研究を主な対象とすると明記していることから、防衛技術への応用を前提とした公募であることは明らか」として、同制度への応募を認めない主旨の通知を出した。同制度の最大の問題点を明確に指摘する立場が示されたのである。

3 憲法の平和主義・立憲主義に反する 安全保障技術研究推進制度

ではなぜ、軍事技術研究を前提とする安全保障技術研究推進制度が問題であるのか。最後に憲法の観点から考えてみたい。先に結論を書けば、憲法原理の一つである平和主義、およびそれを構成する重要条文の一つである九条に違反するおそれがあるからである。九条一項において、戦争・武力行使・武力による威嚇を放棄し、同一項で戦力の不保持と交戦の否認を謳っている以上、憲法を

遵守しなければならない公的機関の防衛装備庁が、莫大な予算を用いて軍事研究を前提とする制度を導入・運用すること自体、平和主義のみならず立憲主義の観点からも問題がある。九条は、戦争等で人を殺傷する軍事技術を生み出す軍事研究を認めるものではない。

大日本帝国の軍事主義と戦争への反省から、戦後の日本の研究者の間では軍事研究をしないことが一つの「常識」として理解されてきた。その常識とともに、九条は研究者による軍事研究への歯止めとしての機能を持ち合わせてきた。しかし、現在では特に戦争を知らない若い研究者の間でその歯止めが効かなくなっている。

自民党が推し進めている自衛隊の憲法明記が成功すると、自衛の名の下で安全保障技術研究推進制度が正当化されることになる。研究者の意識も変わってきていることから、軍官産学共同の軍事研究がこれまで以上に進められる状況が生じるであろう。日本学術会議や各研究機関の今後の動きに影響がおよぶ可能性も否定できない。憲法研究者の一人として、自衛隊の憲法明記が平和主義を破壊する軍事研究の加速につながることを懸念せずにはいられない。

旭川のアイヌ遺骨返還訴訟で和解成立

北海道 畑地 雅之

一 はじめに

二〇一八年五月二十九日、旭川地裁で北海道大学（以下「北大」）を被告として争ってきたアイヌの遺骨・副葬品の返還訴訟の和解が成立した。北大が研究目的で保管してきた旭川地域由来のアイヌの遺骨及び副葬品を原告の旭川アイヌ協議会（地元のアィヌで組織）に対して引き渡す、引き渡すための搬送費用と埋葬費用を北大が負担すること等が、和解内容の概要である。

二 旭川の特異性

旭川での提訴は二〇一七年七月である。提訴時においてすでに浦河、紋別、浦幌の道内各地で同種訴訟がとりくまれ、和解が成立していた。これから先行事例の流れを受けたものではあるが、旭川

には過去にも遺骨の返還を受けたことがあるという特殊事情がある。三〇年以上前の話だが、一九八五年、北大は任意に、保管していた五体の遺骨等を旭川アイヌ協議会に対して返還しているのである。

ところが、二〇一三年三月に北大医学部が公表した「アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書」によつて、一九八五年に返還された五体のほかに、さらに二体の旭川地域由来のアイヌ民族の遺骨及び副葬品が未だ北大構内に残存していることが発覚したのである。

三 「象徴空間」集約への反発

「返還漏れ」という事態を受け、旭川アイヌ協議会は、北大に対して経緯の説明や謝罪を強く求めたが、北大側は話し合いに応じようとせず、遺骨

等の任意返還もしようとしなかった。この点は先行事例にも共通するが、北大は一九八五年当時とは異なり「遺骨は祭祀承継者に返す」という姿勢に固執した。これには二〇一四年の閣議決定も関係している。政府は、大学等に保管されているアイヌの遺骨について、氏名が特定されている遺骨は祭祀承継者へ返還し、残りは二〇二〇年までに白老町に建設する「象徴空間」（テーマパークのようなもの）に集約するとの方針を出した（ただし、先行事例の和解解決を受け、同閣議決定は、提訴直前の二〇一七年六月に「アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等については象徴空間に集約」すること等、内容が一部改められた）。

旭川アイヌ協議会としては、アイヌの風習に従い遺骨は由来のコタン（＝集団、共同体）に戻すべ

きであること、象徴空間に集約することはアイヌにとって尊厳ある慰霊とはいえないという民族的信念に基づき、さらには、集約された遺骨が再び何らかの研究の材料にされるおそれもあることも危惧して、提訴に踏み切った。

四 争点

原告は、旭川アイヌ協議会、及び、同会会長個人の二名とした。争点の第一は、原告らが返還主体となり得るか、である。遺骨の帰属をめぐっては、慣習に従って祭祀主宰者とみられる相続人に帰属するとした原審の判断を是認した最判平成元年七月一八日がある。しかし、アイヌの問題に、「和人」民法のリクツを持ち出すのは、先住民族の権利に関する国際連合宣言(二〇〇七年)や、同宣言に沿って先住民族に対する遺骨等の返還を進めている国際的潮流に反する結果となる。先住民族たるアイヌは、和人とは異なり、先祖の遺骨等の管理は各家に承継されていくものではなく、コタンに承継されているという風習を有している。先住民族の慣習を尊重するならば、祭祀主宰者は遺族個人ではなく、集団としてのコタンということになるのである。したがって、返還主体は、旭川地域に存在したアイヌコタンの承継者である旭川アイヌ協議会が最もふさわしい、ということになる。

本件では損害賠償請求もあわせてしたので、北大によるアイヌの遺骨の蒐集、保管等が不法行為を構成するか否かも争点となった。北大研究者らによる墓地の盗掘が明らかになっている地域もあるが、旭川の場合は、対象となる遺骨の一部については警察の鑑識課から寄贈されたものであることを除いては、北大が保管するに至った経緯が明らかになっていない。しかし、いかなる事情がある、北大がアイヌの遺骨を蒐集し保管することを許す正当な法的権限は無い。北大の行為により、コタンの承継者たる原告らの尊厳は踏みにじられ、先祖供養の信仰が害され続けてきたことにかわりはない。

五 係属中に新たな遺骨の判明も

答弁書において、原告らが返還を求めた二体の遺骨(頭骨あり)の他に、旭川地域由来の「頭骨を欠く」二体の遺骨がなお残存していることが明らかにされた。北大が保管してきたアイヌの遺骨は、全身が揃っていないものが少なくない。これは、民族間に優劣を持ち込む優生学的思想の下で、研究者らがアイヌの頭骨の形質にのみ関心を抱いたからだ。そのため、頭骨以外の四肢骨等は彼らにとって価値が無い。そうして、全身を切り離して頭骨以外の骨をぞんざいに扱ってきたのである。このような扱いは、分骨を認める和人とは

異なり、アイヌの風習・宗教観とは相容れない。

さて、ここで一つの疑惑が浮かんた。それは一九八五年に返還された五体(頭骨あり)と、今回新たに明らかになった二体(頭骨なし)のいずれかは同一体なのではないか、ということである。一九八五年に返還された五体は納骨堂に安置されていたので、係属中の協議によりそれら五体の遺骨をいったん北大に預けて照合作業をさせたところ、案の定、一九八五年返還の五体のうちの一体と、未だ北大に残存する四体のうちの一体が同一体であることがわかった。

北大がいかにアイヌの遺骨を杜撰に扱ってきたかを物語る光景である。

六 和解へ

北大は終始、裁判所から勧告を受ければ遺骨は引き渡すという姿勢であった。返還ではなく「引渡し」である。ここには「原状回復のみ」との意味が込められている。そして、原状回復費用は負担するが、それを超える負担、解決金名目の金銭負担は頑なに拒んだ。

こうした北大の姿勢に原告らは不満があった。しかし、遺骨の尊厳、すなわち一刻も早く遺骨をコタンに戻してあげるべきという思いを優先して、和解に至ったものである。

HIV感染不告知を理由に内定取り消し、 病院を経営する社会福祉法人を提訴

北海道 加藤 文晴

1

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染した社会福祉士の男性が、北海道内のA病院の求人に応募し、一度は内定となったものの、その後、A病院は、男性が過去に同病院を受診した際の医療記録を見て男性のHIV感染を知り、男性が面接時にHIV感染の事実を告げなかったこと等を理由として、その内定を取り消した。

男性は、かかる内定取り消しは違法無効であるとして、A病院を経営する社会福祉法人に対し、慰謝料等として合計三三〇万円の支払いを求め、札幌地方裁判所に提訴した。

2

男性は、約一〇年前に、HIVに感染していることが判明したが、抗ウイルス薬の内服により、現在のウイルス量は検出感度以下であり、免疫機能も良好に維持されている、いわゆる無症候キャリアである。

男性は、過去にA病院を受診したことがあり、その際、問診票にHIV感染の事実を記載したところ、最初の医師からは診察を拒否され、二番目の医師は、手術着のようなものを着た完全防備の状態での診察を行った。

男性は、二〇一七年二月、A病院がホームページで社会福祉士の求人をしてのを目にして、これに応募した。採用面接の際、男性は、面接官

から持病の有無を問われたのに対し、大きな持病はないと答え、HIV感染の事実を告げなかった。そのままA病院は、男性を社会福祉士として採用することを内定し、採用内定通知書を交付した。

3

ところが、それから二週間ほどして、A病院の担当者から、男性に対して電話があり、担当者は、「カルテを見たんだけど、持病がないって言っていたのに話が違う。」と述べて、男性のカルテを見て男性がHIVに感染している事実を知った旨を告げた。男性は、突然の指摘に動揺し、とつさにHIVに感染している事実を否定した。すると担当者は、もしそうなのであれば陰性証明書を提出するように男性に求めた。

男性は、通院していた病院の担当ソーシャルワーカーに相談し、主治医に就労に関して問題はない、業務上で職場での他者への感染の心配はないとする診断書を作成してもらって、これをA病院に提出した。その際、厚生労働省の通達である「職場におけるAIDS問題に関するガイドラインについて」(基発第七五号/職発第九七号/平成七年二月二〇日)についても同封した。

その後、A病院の担当者から再度連絡があったが、その内容は、採用を見送りにするというものであり、A病院から送付された採用内定取り消し

通知書には、内定取り消しの理由について、面接時やその後の電話での病気に関する質問に対して正確な回答をしなかったことが挙げられていた。

4

本件採用取り消しは、二つの点で大きな問題がある。まず第一点は、男性が、HIVに感染している事実について、これを告げず、あるいは事実と異なる回答をしたことを、内定取り消しの理由にしている点である。

HIV感染の事実とは、他人に知られたくないいわゆるセンシティブ情報であって、採用時におけるHIV検査は、本人の同意がない限り実施することができない(千葉地判平成二年六月二日、東京地判平成一五年五月二八日等)。前述のガイドラインにおいても、「HIV感染の有無それ自体は、応募者の能力及び適性とは一般的には無関係であることから、採用選考を目的としたHIV検査は原則として実施されるべきではない。」とされており、事業者がHIV感染に関する情報を労働者から取得すること自体認められていない。

同ガイドラインでは、さらに、HIVに感染していることで業務に支障が及ぶことはないことを前提に、HIV感染を理由に解雇したり、その他労務管理上不利に取扱うことを禁止している。

特に男性は無症候キャリアに過ぎず、業務を通

じて他者へ感染する可能性は皆無であったことか
らしても、男性がA病院に対してHIV感染の事
実を告げるべき義務はおよそ認められない。

5

問題点の第二は、A病院が、男性が過去に
通院した際のカルテを参照し、そこから
得られた情報を理由に内定取り消しをしている
という点である。

個人情報保護法によれば、個人情報取扱事業
者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利
用目的をできる限り特定しなければならず(法一
五条一項)、予め本人の同意を得ないでこの特定さ
れた利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情
報を取り扱ってはならない(法二六条一項)。

この点について、カルテに書かれた情報は、診
療契約に伴うものであるから、その利用目的
は、当然に、患者に対する診察、検査、治療等の
健康管理に必要な範囲内に限られる。そうする
と、A病院は、男性の健康管理に必要な範囲を超
えて、採用活動にこれを利用したのであるから、
それが目的外利用であり違法であることは明らか
である。

6

かつてAIDSは「死の病」とされてきた
が、医療技術の進歩により、HIV感染者

は抗ウイルス薬の服用を続けることによって、感
染前と変わらない日常生活を送ることができるよ
うになった。現在においては、HIV感染が判明
した時点での平均余命は、非感染者とほとんど変
わらないとの調査結果もあり、医学的にはAIDS
は慢性疾患の一つと考えられている。

それにもかかわらず、未だ社会の偏見は根強
く、HIV陽性者は、職場での採用拒否や不当解
雇、不当配転のリスクに晒されている。本件提訴
が報道された直後から、インターネット上の匿名
掲示板などでは、この男性を非難する投稿が相次
いでおり、このことから、社会の無知、差別意
識がいかに大きいか分かる。

男性は、提訴時の記者会見において、A病院
が、医療機関でありながら、HIV/AIDSに
対する偏見、差別意識を有していたことを強く非
難した。訴訟を通して、こうした社会の無知、偏
見、差別意識を無くしていくことが、本件訴訟の
最大の目的である。

都市の中の貴重な緑を守る

——東京都中野区の公園破壊に対し、住民訴訟でたたかう

東京 小島 延夫

東 京都中野区の中野駅と西武新宿線の沼袋駅の間、沼袋駅寄りのところに、中野区平和の森公園が存在する。

もともとこの場所には、中野刑務所があった。住民たちの「刑務所移してみどりの広場と避難場所」という長い働きかけを経て、一九八五年までに公園として開園した。この公園の特徴は、北側には、木々が生い茂り、カワセミや絶滅危惧種のミナミメダカまでいる貴重な森となっている点、南側は、ツツジに囲まれた、広大な芝生の広場となっており、人々が自由に使用できる開放的空間となっている点だ。

何もない草地の広場は、だれもが、いつ好きなときでも、自由に、無料で利用できる。幼い子どもから高齢者まで集い、交流する場となってきた。昼の時間帯には、近隣の保育園一六園もがこ

こを屋外の保育の場として活用している。

中野区は、二〇一五年二月、突然、その空間を「整備」と称して、改変する工事を計画した。中野区立の体育館を建て替えるために、この公園の隣接地に体育館を建築することを計画した。その際に、平和の森公園の北側の森を切って、現在ある野球場を拡大して、「少年スポーツ広場」（野球場など）にするとともに、南側の草地広場のところに、三〇〇mの陸上トラックを作るということを計画した。東京オリンピックに向けた整備予算が国から出ることも利用しているようである。

「少年スポーツ広場」の建築によって、森はほとんど消滅し、クスノキやケヤキなどの多彩かつ大きな樹木はその主要な部分が消滅する。

また、陸上トラックの構築は、高速走行をする選手と、子どもたちとの衝突などの危険もあり、

今までのような広場の自由な利用も難しくなる。

こ れに反対する住民たちは、二〇一五年の六月には、「緑とひろばの平和の森公園を守る会」を立ち上げ、広場に集まったり、デモ行進したりし、二〇一七年四月には二万人以上の要望署名を集め、区長に提出した。

それにもかかわらず、中野区は、二〇一七年秋から工事を強行する姿勢を見せた。そこで、同年夏に、私小島延夫のところに相談が来て、早大法学大学院のリーガル・クリニックでこの案件に取り組むこととした。

リーガル・クリニックというのは、一九六〇年代後半にアメリカ合衆国のロースクールではじまった取り組みで、社会的に抑圧され、リーガルサービスを十分に受けられない人々に、ロースクールの学生たちが無料で、リーガルサービスを提供

して、状況改善をしようという実践的活動である。教育の機会を得る代わりに、無料で行うのが特徴であり、最近では、ランプの外国人排除に対し、各地で学生が入管に駆けつけて手続きをとったりしている。弁護士である教員の指導の元、複数の学生が精力的に取り組むので、アメリカ合衆国では高い評価を得ている。

私小島延夫は、二〇〇四年のロースクール立ち上げの時に、早大でこの制度設計をし、以来、場外債券売場建設反対の民事差止・取消の行政訴訟、少額の交通事故損害賠償請求、公務員の通勤手当一部未払いなどを取り上げてきた。

今 回、住民たちは、森と草地の広場をそのまま守って欲しいと願っていた。ご存知の通り、公物である公園の一般的な利用を権利として民事の差し止め訴訟などをするのは日本では難しい（アメリカ合衆国であれば、日常的に公園を利用していは訴訟提起が可能である）。

今回の工事によって、公園の価値が下がるということに着目すれば、公園という中野区の財産の管理を怠る行為といえるので、それを理由に、住民監査請求・住民訴訟を提起することとした。

過去の例としては、文化財的価値を有する滋賀県の豊郷小学校をこの手法で保護したものがあり、また、最高裁の判例としては、東京都が所有する都市公園予定地に東京都が六価クロム鉍滓の

処理施設を作った事例でそれが適正手続を欠いた場合に住民訴訟の対象となることを認めた事例がある。

それを基礎に、二〇一七年二月住民監査請求をし、それが却下されたので、二〇一八年二月に訴訟提起した。

現在まで、三回の口頭弁論期日が開催されているが、毎回、東京地方裁判所一階の大きな法廷を一〇〇人前後の傍聴者でいっぱいにして、毎回プレゼンも行なっている。

その中、二〇一八年六月には、公園の再整備工事に反対する候補が中野区長選挙で当選し、その時点でほぼ終了していた北側の二期工事はともかく、南側の草地広場についての二期工事は全面的に見直すこととなり、三〇〇mトラックの建設がされないこととなる可能性が高まった。

北側の森が切られたのは残念だが、できる限り環境復元をしようということとして、南側の広々とした広場が守られれば、それは大きな成果である。

森や緑、自然を守るといふ訴訟は、日本では、入口も困難だし、さらに、本案で勝訴することも困難である。しかし、裁判所にもなんらかの役割を果たしてもらうことはできるはずであり、住民と密接に連携しながら、その可能性を追求していきたい。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

死刑廃止論の方々へ

—オウム事件・死刑執行に接して—

神奈川 滝本 太郎

(滝本サリン事件被害者・日本脱カルト協会理事・オウム真理教被害対策弁護団)

実

は、なんか力が抜けてしまっている。色々な人の顔が頭の中を回っている。「麻原彰晃」が、更に十二人を道連れにしていたなと思う。十二人は、麻原のマインド・コントロールと薬物の使用により現実感覚を失い、麻原の破壊願望に魅入られた手足でしかなかった。十二人は、もともと神以上の存在である麻原とは異なり何年か後には確実に殉教者になっていく。十二人が、麻原の死刑執行後、自然死するまでどう変化し話していくか、知りたかった。オウム問題の解決、カルト集団による類似事件の再発防止にも役立つはず。麻原一人が必要十分だった。

オウム真理教被害対策弁護団、日本脱カルト協会、靈感弁連からの声明が出ているので参照されたい。なお、「犯罪被害者支援弁護士フォーラム」の言う、十三人の死刑執行につき「国民世論を踏まえたもので、死刑執行を支持する」は、被害者、遺族のすべてを一緒くたに勝手に代表して不誠実だと思う。自分も被害者だし少なくとも被害者・遺族を知るが、どうにも違和感がある。

仮にどうしても全員を執行すると決めたなら、麻原一人の執行の後に、十二人を一気にして欲しかった。七人を七月六日に執行した後、翌日は土曜だが実施するかと思った。七日、一四日間と過ぎてきて、六人はオウム真理教の「大臣ら」では

ないから、執行せずに来年を迎えさせるか、と少しの期待もした。本人らも七月五日まで落ち着いていたはずなのに、色んなことを考えてしまっただろう。二〇日後の六人の死刑執行、日本でも世界の歴史上でもまずないのではないか。残虐に過ぎる。

頭をめぐる顔の中には、覚えている刑務官の顔が浮かぶ。十年來の交流となっている四女さんの代理人となっており、七月七日遺体に会った。その直後、四女さんは言った。「刑務官の皆様、父・松本智津夫が本当にお世話になりました。ありがとうございました。長い間、大変な迷惑をかけて申し訳ありませんでした。最後の最後まで、色々とありがとうございました。」

何の打合せもしておらず驚いた。責任者格の職員は、「……ありがとうございます。職員の皆に伝えます。報われます。」と応えた。後ろにいた人は、四女さんいわく面会の時、何度も会った人だと。その人は直前・直後の面談で、四女との面談で何度も何度もうなずいていた。刑務官の負担は大きかっただろう。死刑執行を担当した刑務官もあの場にいたかもしれない。言うことを容易に聞かない麻原の面倒をみるのは大変だったろう（この経緯は文藝春秋九月号にインタビューされている）。

刑

「刑 務官の苦悩」これが最後に残る課題だと思
う。

私は、強固な死刑存置論者としてきた。麻原
法廷でも証言と意見陳述の際に述べてきた。生意
気ながら、中島みゆきの「誕生」をプレゼント
したいと言ってきた。死刑執行の立会も希望して
きた。

死刑制度が、犯罪抑止に効果があるという証明
はつまりはできないし、人を殺せば殺されるのが
当然だ、とはもちろん思わない。多くの死刑囚の
成育歴に同情すべきところが多くあることを知っ
てもいる。しかし、「人も国も絶対に人を殺して
はならない」というのは、高踏的または宗教的で
あり、賛同できない。人は素晴らしい存在である
と同時に、恐ろしくおぞましいことをするもので
もあり、現世の責任は現世でとつてもらう、そん
なケジメ時には必要だと思つから。

悩みは、冤罪の危険性と死刑執行人の苦悩だつ
た。前者は、死刑確定後の冤罪判明の事件がいく
つもある日本において説得力がある。しかし明白
に「有実だ」といえる現行犯事件も、麻原のごと
き指示や首謀も明白な事案もある。

しかし、死刑執行人の苦悩。今回の十二人の死
刑執行、まして二〇日を経た六人の死刑執行なん
て、どれほどの痛みとトラウマを与えたか。その

苦悩は、どんな死刑囚の執行でも基本的に変わら
ない。

では、自分が、主権者国民の一人として、自分
の代わりに刑務官の一人ひとりに「死刑執行を担
当してください」とお願いできるか、という論点
である。

さ

らに、死刑制度を廃止させようと努力して
いる人に伝えたい。一つは、弁護士は事件
の酷さを知つていようけれど、市民で事件事実を
見ようとしなない人がいる。例えば『死刑の理由』
(新潮文庫)を読むよう伝えてほしい。

二つは、後に神などの審判がある筈という感覚
で「人は殺してはならない」なぞという人には、黙
らせてほしい。

三つは、集会などするとき、事実関係を無視な
いし矛盾も平気なまま、感情に訴えるデマゴーグ
の類は使わないでほしい。オウム事件で言えば、
森達也氏があたる。氏は、「弟子の忖度」「弟子の
暴走」論による一審弁護団の無罪主張(職務上から
は尊敬している)に賛同すると言う。しかし一方
で、麻原が指示したことを前提として「動機を知

りたいから、治療せよ、死刑執行をしないよう」
に求めてきた。文字どおりの自己矛盾。果ては
今、「(意識を取り戻した)麻原を徹底的に追い詰

めて、公開の場でとどめを刺すべきだったのだ。」
などと、制度上ありえず、新たな制度としても憲
法上の黙秘権保障や「人民裁判」禁止に反したこ
とを、平気で言う人である。まして彼らが作つた
「真相究明の会」なる名の集まりと名を連ねた文化
人の氏名は、オウム集団が「デッチあげだ」として
勧誘するのに大いに役立ってしまふ。説得力を失
うばかりである。

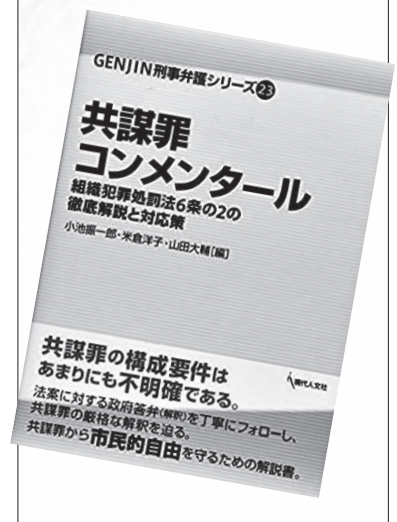
四つは、存続論者とも多く意見が一致するだろ
うこと、拘留所での待遇改善である。「今の死刑
囚処遇は狂えと言っているようなものだ」「命を感
じられる方策を——ヒヤシンスや小動物ぐらい飼
わせてあげろ——」や、社会との交流、昔のよう
な前日までの本人と家族への知らせなどである。
前者は、今回の十二人で典型的なように、現実感
覚を失いやすい死刑囚にとって、命の重さを実感
して過ごすために是非とも必要である。

五つは、もとより終身刑の導入である。
私は無宗教だが、今頃、故松本智津夫ら十三人
は、あの世で坂本堤ら先に死んだ人から「バカッ
たれがあ」と叱られているだろうな、なんて想像
しもする。

『共謀罪コンメンタール』のご紹介

反対運動で勝ち取った、市民に適用できない共謀罪の解釈

東京 山田 大輔



一 『共謀罪コンメンタール』出版のご紹介

憲法委員会の委員長をさせていただいております六七期の山田大輔です。

共謀罪成立から一年を迎えた、今年の六月に、『共謀罪コンメンタール』(小池振一郎弁護士、米倉洋子弁護士、山田大輔編著。その他多数の先生方の執筆。現代人文社。以下、「本書」という。)が出版されました。

私自身が編集、執筆に関わっておきながら言うのも恐縮ですが、本書は、共謀罪の反対運動の成果の一つの集大成だと思いますので、ご紹介させていただきます。

なお、本書は四部構成となっており、第一部が共謀罪のコンメンタールです。この第一部を指す

ときは、「共謀罪コンメンタール」と表記します。

二 二〇一七年の共謀罪の反対運動

昨年、共謀罪法案の成立に向けた政府・自民党の策動が明らかになったところから、私は、久保木太一会員、辻田航会員(お二人とも六九期、憲法委員会のメンバー)とともに、共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会(青法協を含む六団体(当初、後に八団体。以下、「連絡会」という)の一人として、共謀罪の反対運動に関わり始めました。

連絡会では、久保木会員、辻田会員をはじめ、東京の六九期の会員の先生方や連絡会の先生方と一緒に、国会議事録の整理を行い、政府答弁の欺瞞と問題点を検討しました。その成果を、野党の国会議員の先生とも意見交流をし、その後、野党の先生方が独自の視点を入れて、国会で追及さ

れ、さらに問題点が明らかになりました。

周知のとおり、政府の答弁は不誠実極まりないものでした。

当時の政府答弁は、共謀罪法案の曖昧な条文を、極めて厳格に解釈し、そのような厳格な解釈を採るから、一般市民には適用されないというもので、条文中、政府解釈以外の解釈もありうるという野党の追及には誠実に回答しませんでした。

これは、多くの市民の反対運動がある中で、市民に共謀罪の問題点を覆い隠して、成立させてしまえという政府の姿勢の表れでした。

他方で、これは、憲法違反の疑いが強い共謀罪について、政府が、厳格な解釈をしなければ憲法違反の疑いが晴れない、市民の納得を得られないと考えたことによるものでしょう。

いうまでもなく、市民の反対運動が、国会議員

を後押しし、国会での追及につながり、また、政府を追いつめ、厳格な政府解釈を引き出しました。

三 今後の反対運動における 共謀罪コンメンタールの役割

(1) 今後の反対運動の必要性

共謀罪が成立し、今後の運動は、共謀罪を廃止する運動、また、市民の権利を拡充するための運動に加え、共謀罪を市民に適用させないための運動が必要になってきます。

共謀罪を市民に適用させないためにどうするか。昨年の反対運動で勝ち取った政府の解釈は、厳格な解釈であり、その通りに解釈するのであれば、市民に共謀罪を適用するのはおよそ不可能であろうと思われます。

しかし、捜査、裁判実務上、共謀罪の条文を解釈する際に、政府の解釈を採らなければならないということではありません。

捜査実務、裁判実務が、政府の解釈に従って共謀罪を厳格に解釈するか否かは、政府・裁判所と市民との力関係、すなわち、市民の今後の運動の活発さに懸かっています。

(2) 共謀罪コンメンタールの役割

共謀罪コンメンタールは、政府解釈を参照、引用しつつ、共謀罪の条文の意味内容をまとめたものです(必ずしも、政府解釈と同内容の解釈をし

ているわけではありません)。

政府解釈に言及することにより、政府が法案審議中に説明した解釈の内容を風化させず、捜査機関がその解釈を採らざるを得なくなり、逸脱、濫用的適用を防ぐことを目指しています。

また、政府解釈の明記は、万が一、共謀罪の適用例が出たときに、捜査、裁判において、政府の厳格な解釈を適用させるためにも有益です。

このように、共謀罪コンメンタールは、政府解釈を明らかにすることにより、それを逸脱、濫用した適用がされているか否かの判別の二助となり、逸脱、濫用した適用例には、昨年の政府解釈の欺瞞性を追及し、同時に、捜査機関に対して厳格な解釈を追及する一つのツールになると思います。

共謀罪コンメンタールは法律家向けの内容となっており、共謀罪コンメンタールがこの役割を発揮するためには、法律家による共謀罪(コンメンタール)の解説が不可欠です。

(3) 運動の成果である共謀罪コンメンタール

共謀罪は、最終的には、中間報告・強行採決により成立してしまいました。しかし、前述のように、市民は、反対運動によって政府を追いつめ、市民にはほとんど適用することが困難な厳格な政府解釈を勝ち取りました。

共謀罪コンメンタールには、厳格な政府解釈という反対運動の成果が息づいています。ぜひ、共

謀罪の反対運動にかかわった多くの市民に、その反対運動の成果をお伝えいただければと思います。

四 本書第二部～第四部 コラムのご紹介

本書は、全四部構成であり、共謀罪コンメンタール(第一部)は全体の半分程度の分量に過ぎません。第二部から第四部は、学者、弁護士の方による共謀罪に関する珠玉の論文、コラムとなっています。

紙面の関係で、各部のタイトルを紹介するに留めますが、本書全体が、共謀罪に対する反対運動の成果物の一つと言っても過言ではないかと思っています。

第二部 共謀罪の捜査と弁護

第三部 共謀罪の問題点を徹底検証

第四部 共謀罪反対運動の成果と今後の課題
本書をお読みいただき、ご意見等をお寄せいただければと思います。

どうぞ宜しくお願いいたします。

出版社：現代人文社
定価：二七〇〇円＋税
A5・二八四ページ

改憲問題対策法律家六団体連絡会主催

二〇一八年度法律家六団体合宿報告

——渡辺治名誉教授基調講演要録

東京 久保木太一

一 はじめに

平成最後の夏、八月四日、法律家六団体が平日合宿を開催した。お盆期間中の一泊を伴う合宿であった去年に比べて、参加者の負担は減ったには違いない。しかし、それでも二時間一五分(長編映画並みの長さ)の渡辺治一橋大学名誉教授の基調講演、その後一〇分の休憩を挟んだ上で二時間の討論、というスケジュールはハードだった。これは愚痴ではない。ある程度オーバーロードがあつてこそ、鍛えられる場であり、合宿なのだ。このイベントは、宿泊がなかったとはいえ、「学習会」ではなく、たしかに「合宿」であつた。

本稿では、合宿冒頭の渡辺治教授の基調講演のみを紹介する。

なお、本稿は、すでに自由法曹団通信に寄稿し

た原稿を短縮したものである。

一一 安倍改憲の現段階

改憲問題にとって二〇一八年が最大の分岐点になると思われたが、スケジュールに大きな誤算が生じた。市民運動と野党の追及の力であり、この成果には確信を持たなければならぬ。

気の早いマスコミは、「安倍改憲挫折」と言っているが、これは間違っている。安倍は諦めていない。安倍政権が存続している限りは改憲を拒めない。三〇〇〇万人の声で発議を止め、安倍首相を退陣させないといけない。

一二 安倍改憲の狙い

安倍改憲は安倍首相の個人的な趣味ではなく、戦後のアメリカと保守勢力の改憲への宿願の集大

成である。

とはいえ、やはり「安倍改憲」と呼ぶにふさわしいのは、安倍首相のリーダーシップがなければ今回のような改正案は出てこなかったためだ。

なぜ九条なのか。戦争法の強行採決によつても、市民と野党の共闘、総がかりの運動の力によつて、以下の三つの壁は未だに超えられていない。

- (1) 戦争法全面発動ができない(国連南スーダンPKO派遣問題)
 - (2) アメリカの戦争の全てに加担できない、多国籍軍の参加もできない
 - (3) 軍刑法、軍事特別裁判所が作れない
- この壁を越えるためには、解釈改憲では限界があり、九条改憲が必要。

四 九条改憲の危険性

安倍政権は、改憲しても「変わらない」と言っているが、これは真つ赤な嘘である。

日本国憲法は、軍も戦争もない珍しい憲法である。これが「普通」の憲法になったらどうなるか。たとえば、日報隠蔽問題だが、これは問題ではなくなる。飛来するオスプレイの数を市民がウォッチしたり、基地の前で記念写真をとれたりするのは、他国では当たり前ではない。これは日本国憲法が軍隊を認めていないからだ。

そして、安倍首相が政治生命をかけて改憲に挑

戦しようとしているのは、何より戦争法の全面発動、米軍との共同作戦を完遂するためである。

五 安倍改憲と朝鮮半島

板門店宣言、米朝首脳会談は歴史的転換である。

他方、日本の役割はとても大きい。朝鮮半島での合意を不可逆的にするためには、北朝鮮が独裁国家であることに鑑みれば、北朝鮮の国民には期待できない。日本と韓国が協力して債務を負わなければならない。また、朝鮮半島問題を北東アジア、そして世界全体に拡大しなければならぬ。これも日本と韓国に期待される役割だが、日本はG7の一員でもあり、特に重要な役割を担っている。

現在、北朝鮮の脅威を引き続き煽って軍事費を膨張させていく安倍政権の政策は、北東アジアの平和にマイナスの効果を与えている。だからこそ、安倍改憲NOは北東アジアに対して大きなメッセージになる。さらにいえば、野党連合政権を作れば、日本は六カ国協議の中でも役割を果たせる。

六 憲法の生きる日本を

これだけのスキャンダルにもかかわらず安倍政権の支持が下げ止まっているのは、安倍政権に代わる政権構想が示されていないから。安倍改憲を

阻むのは重要だが、それだけだと現状維持にとどまる。次が石破になってもしょうがない。野党連合政権を作らなければならない。

安倍政権の提供していた料理(政策)に変えて、私たちの提供する料理を考えなければならない。それだけではなく、料理を盛るお皿(実現手法)が必要である。

連合政権について、「野合」という反対意見もあるが、各党で終着点が違うのは当然。違わないのなら同じ党でやればいい。終着駅が遠くても途中でまで一緒に行くことが重要。共産党は博多に行きたくて、立憲民主は京都に行きたいのだとすれば、新大阪まで一緒に行けばいい。共産党は博多に行くと言っているが、一人では新大阪まで行けない。終着点は共同の過程で変わっていくかもしれない。自民党と公明党だって終着駅が全然違うが、この二〇年で両者とも変わってきている。それが大事。

戦争法廃止、戦争法前の水準に戻すことについては一致できるはず。

民主党政権は多くの教訓を残した。まず、国民に依拠する姿勢が弱かった。普天間も消費税も、国民に何も聞かないまま当初の姿勢を変えてしまった。さらに、共同に関する姿勢がゼロだった。仮にこの時代に市民と野党の共同ができていたら変わっていたと思う。

野党連合政権の三つの柱は、①平和外交、②福祉国家型財政、③立憲主義・民主主義の回復。見た目が良い料理ではなく国民が必要とする料理を作るべきである。

具体的には、たとえば、情報公開制度を充実化させる。また最高裁判所裁判官人事についての制度を変える。それだけでも日本の民主主義は大きく変わる。

七 むすびにかえて

国会の追及をテコにできないのは不利であるが、市民の力で三〇〇〇万署名を集める。地域で共同し、自民党議員の発言も使いながら、改憲阻止まで頑張る。

安倍政権は、今年の臨時国会で改憲原案を頭出しし、来年通常国会の初期で改憲発議というの狙っているが、それができなくても参議院選で勝って二〇二〇年末までの改憲、ということも考えている。

来年、再来年と長丁場になるかもしれない。運動体は生前退位してられない。発議阻止の三〇〇〇万の運動を腰を据えてやり、その中で国民一人一人を変えていかなければならない。これが安倍政権を潰す唯一の力である。

消費者スマイル基金にご支援を

東京 鈴木 敦士
(消費者スマイル基金・監事)

弁済合同部会第四九回定時総会(京都)の地元企画の内容を受け、関連する投稿が本紙に寄せられましたのでご紹介します。なお、地元企画の詳しい報告内容は「青年法律家」号外(総会特集)をご参照ください。

青

法協弁済合同部会第四九回定時総会の地元京都支部企画では、長野浩三会員から適格消費者団体京都消費者契約ネットワークの活動紹介がありました。クロレラチャリン、冠婚葬祭互助会の解約金などこれまで行政も切り込めていなかった問題点について取り組んで、約款や勧誘の在り方を変えさせるという大きな成果を得ていることが報告されました。また、携帯電話の解約料の在り方など重要な問題提起をしています。

消費者団体訴訟制度は、二〇〇六年の消費者契約法の改正により制定されたもので、現在、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法、食品表示法に差止請求権が規定されています。

京都消費者契約ネットワークを含め全国に適格消費者団体は一九あり、全国で多くの会員が役員等や差止請求訴訟の代理人として活躍しています。この制度は、訴訟外でも権利行使ができ、多くの事案では訴訟外で事業者が自主的に不当な勧誘をやめ、あるいは定款を変更するなどして解決されています。二〇一八年四月までの間に四五〇件ほど差止請求が行われ、そのうち五三件について訴訟が提起されています。

適格消費者団体は、消費者の権利を実現するとともに、事業者の悪質な行為を市場から排除することにより、競争環境の整備に役立っていることで、健全な事業者にとっても利益をもたらしています。

ます。

と

ところで、このような活動を継続していくためには、一部の関係者の無償奉仕に頼っているだけでは不十分です。しかし、差止請求事業は構造的に収益が得られないものである上、個々の適格消費者団体は、差止請求において事業者と対峙することがあり、事業者からの寄付が受けにくいものです。

そこで、全国の適格消費者団体の活動を支援するために、全国消費者団体連絡会が中心となり、二〇一七年四月二八日に、消費者スマイル基金を設立しました。各地の生協や消費者団体が正会員になっているほか、企業や業界団体・専門家団体にも賛助会員となっていていただき、活動を支えてもらっています。

会員を含む弁護士や弁護士等から寄付をいただいたほか、事業者からも寄付をいただいております。二〇一七年二月には、六団体に二五〇万円、二〇一八年七月には五団体に合計二五万円を助成しています。

今

後も助成を続けていくために、ぜひ会員となつて継続的に支援をしていただるか、あるいは寄付をいただければと思います。会費は、個人正会員二一〇〇〇円(三口以上)、団体正会



みんながやらない 簡単に自信が付き方法

～優越感独り占め～

みなさん
議長二年目の北村です。
また、一年
よろしくお
願いましたし
ます。

執行部会

議の折り、過去の「青年法律家」をパラパラと見ていたら、平成の初めの頃、「議長トーク」として毎号応援メッセージが書かれていました。私もそれに習い今月から発信させて頂こうと思います。まず第一回は、みんながやらない簡単に自信が付き方法をお伝えしましょう。

みなさん、一生懸命仕事・活動をしていると落ち込むことも多いですね。特に共感力の強い青法協の会員のみなさんは「感受性」が強いので、落ち込み度も強くなります。自分の至らなさ、小ささ、力のなさを痛感し、周りの弁護士

員二〇二万円（二〇以上）などとなっています。

なお、現状では、スマイル基金の運営は会費で成り立っており、寄付は全額助成に回すようにしています。現状では、寄付金控除が受けられませんが、二〇一九年度中にも認定NPOの認定を受

けるべく準備中です。

【連絡先】

NPO法人消費者スマイル基金

〒一〇一〇〇八五

東京都千代田区六番町一五プラザエフ六階

に比べ強い劣等感さえ抱くことがあります。一二年もの受験時代を過ごし三〇半ばで弁護士になった私は特にそうでした。そんな私が一〇年位経った頃に気づきました！そうです、えらそう多数の弁護士を一瞬で抜き去る大きな自信を付ける方法を見つけたのです。

その方法とは何だと思いませんか？ 答えは

「一番前に座ること」です。みなさんは、会議や勉強会、弁護士会の集会や報告会等々に参加する機会が多いと思いますが、席が教室型の配置の時、みなさんどこに座られますか。よほどの関係者でない限り、みなさん後ろに座られますね。早く出られるよう、内職が出来るようにでしょうか。後ろから埋まって、酷いときは前の三列ほどは全く空席の時も多くあります。

私は、気づいたときから一番前の真ん中に座るようにしています。みなさん、自分が講師の時、前三列に誰も座っていないときどうでしょう。話しづらいし、テンションが落ちますよ

ね。逆に、前から人が沢山座っていると、講師はとても話しやすいし、気分よく積極的な情熱的に話せますし、それは聴衆全員にもプラスになりますね。

一番前に座る人は、①講師に対する思いやり、やさしさがある、②聴衆全員、場全体のことも考えている、③居眠り、内職が出来ない状況に自分を置き、学ぼう、聴こうとの気持ちが強い、ということになります。すなわち、①相手に対する思いやり、②全体に対する配慮、そして③自分自身を成長させたいとの意欲があると、三拍子揃うことになります。このように自分で勝手に解釈してからというものの、例えば弁護士会の集まり等で、前三列に私一人しか座っていないとき、私は後ろを振り返り一人優越感に浸っているのです。後ろにはエライ重鎮の方々が沢山いるのに、みんな気づいていないんだなと。

（弁学会同部会議長 北村 栄）

TEL: 〇三―五二六―七七六七

FAX: 〇三―五二六―六〇三六

Mail: consumerkin@tiaraocn.ne.jp

Web: <http://www.smile-fund.jp>

ロースクールの意義・役割

兵庫県 玉木 芳法

一 はじめに

私は、大学の法学部を卒業後、二〇一〇年四月に関西の私立ロースクールの未修者コースに入学しました。

大学の法学部を卒業した後にロースクールの未修者コースに入学する学生を「隠れ既修」などと言ったりしますが、私の場合は、大学三回生の夏頃までロースクールに進学して司法試験に挑戦することなど全く考えていなかったもので、ろくに法律の勉強などしていませんでした。なので、形式的には「隠れ既修」なのかもしれませんが、実質的には「純粹未修」に近いものであったと思います。

実質的純粹未修で、しかも、これまでろくに勉強というものをしてこなかった私は、な

んとかロースクールを三年で（留年することなく）修了することができたものの、司法試験の受験は大苦戦し、四回目の司法試験挑戦（二回目）は受け控えでようやく合格することができました。

そんなこともあって、私がロースクールに在籍していたのは、五年も前の話で、ロンドンオリンピックの時代にまで遡らなければなりません。日々刻々と変化するロースクールの実情からすれば、私の経験などもはや「歴史」かもしれません。本屋さんで歴史本を立ち読みするくらいの気持ちでお付き合いいただければと思います。

二 ロースクールの実情

(1) 学生の減少

私の在籍していたロースクールは、司法試験合格率の高い、いわゆる「上位ロースクール」ではありません。ロースクール志願者が減少している中で、中位・下位のロースクールでは、学生がどんどん減少しているという実情があります。私がロースクールに入学した頃は、ちょうど学生数の減少が始まりだした頃だったと思います。それでも未修者コースだけで五五人くらいいました。現在の学生数は具体的には分かりませんが、私が在籍していたときからさらに少なくなっていることは間違いありません。

もともと、このような学生の減少は上位ロースクールにはあまりないようです。修習中に東大や京大のロースクール出身の同期と話していたときに、その学生数の多さに驚かされたことがあります。

(2) ロースクールでの生活

ロースクールでは、授業の予習、事前課題が非常に多くありました。私は、ただひたすらその予習をこなして行くので精一杯でした。まさに自転車操業で、次の日の授業の予習をひたすらやり続けて、気が付けばロースクールでの三年間が終わっていました。

このような生活でしたので、私は、ロース

ロースクールの実情と 法曹養成

ていく中で、中位・下位のロースクールでは学生の質の確保が難しくなり、ロースクールでの授業についていけないレベルの学生も受け入れざるを得ない状況というのが、もしかしたらあるのかもしれない。

クール在籍中には司法試験対策というところまでほとんど手が回っていませんでした。もちろん、過去間には取り組んではいたのですが、全て消化不良で、本当にただやっただけといった感じでした。

もちろん、私なんかよりも圧倒的に優秀で司法試験も一回目で合格していった人たちは、おそらく学生時代に司法試験対策までできていたのだと思います。その意味でも、このようなロースクール生活になってしまったのは、私の実力不足によるところが大きかったのだろ

うと思います。

三 ロースクールの意義・役割

ところで、私は、ロースクールに進学した全ての人が法曹になる必要があるとは思っていません。私のロースクール同期でも司法試験に合格せずに別の道に進んだ人がたくさんいます。当然ですが、私はその人達の人生を否定するつもりは到底ありませんし、それぞれの分野で活躍している友達を見て、本当にすごいいつも感じています。

私は、ロースクールに進学して、法的素養を持った人が社会に進出するということは、ひとつ意味のあることではないかと思っています。私のロースクール出身者には、五月の司法試験を受験し終えた後、六月から始まる公務員試験を受験している人がたくさんいます。その中でも人気なのは、裁判所事務官の試験です。そして、実際に、まだ司法試験の受験回数が残っているにもかかわらず、先に裁判所事務官の試験に合格したからということ、裁判所事務官になった人も大勢います。

おそらく、司法試験受験後に公務員試験を受験するというのは、最近の一つの流れになっているのではないかと思います。私も聞いた話でしかありませんが、ロースクール出身者が

裁判所事務官の試験を受けるようになり、優秀な人材が多く集まるようになったという話を聞いたことがあります。

また、民間企業においても、ロースクール出身者の需要はあるようです。弁護士をインハウスとして採用するのは敷居が高いし雇うのにもお金がかかるから難しい、だけど、法的素養をもったロースクール出身者であれば採用したい、という需要です。

このように、ロースクール出身者というのは法曹ではなくても社会において一定の需要があるのだろ

うと思います。法的素養を持ったロースクール出身者が社会の様々な分野で活躍することは社会全体の利益にもつながると思います。

もちろん、ロースクールの最大の目的は法曹養成であり、そのことには私も異論はありません。しかし、私はそれだけに限らないロースクールの意義・役割というものもあるのではないかと思うのです。

お知らせ

◎憲法改正問題資料共有フォルダを
設置しています。ぜひご活用く
ださい。

*利用は会員のみとさせていただきます。

◎青法協メーリングリストへの登録
も呼びかけています。

青法協の活動をお知らせする
とともに、憲法・司法、人権課題
など、自由にご意見・ご要望、各
支部・会員の活動などをお送りい
ただき、活動に反映させるために
立ち上げたものです。

利用をご希望の方は、事務局
(bengaku@seihokyo.jp) までご連絡
ください。

各種企画につきま
しては、ホームペー
ジをご参照ください。



今後の日程

【常任委員会】

*第3回

2018年11月30日(金)～12月 1日(土) 福 岡

*第4回

2019年 3月 1日(金)～ 2日(土) 岐 阜

【第50回定時総会】

2019年 6月22日(土)～23日(日) 北海道

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局
までご連絡ください。

【憲法委員会】

10月 9日(火) 15時～ 青法協本部

【修習生委員会】

10月15日(月) 10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

10月30日(火) 18時～ 青法協本部

編集後記

持続可能な社会へ

▼少子化が叫ばれて久しい。女性の社
会進出が当たり前のこととなり、結婚
だけが人生ではないという人生観を持つ
人も少なくない。▼自身で、選んだ生き

方であれば、それは、支持されるべきであると思う。▼他方
で、その労働環境や育児環境にも目を向けなければなるま
い。世は、働き方改革の旗が高々とあげられているが、実際
は、多忙な人が多く、ワークライフバランスを保てないが故
に、結婚して、子どもを育てることが出来ないという人の数
も多い。また、忙しさ故に出会いがないと嘆く人も多い。▼
社会の構成員として仕事や様々な活動を行い自己実現を果
たすことは非常に重要なことだと思う。しかしながら、結
婚して、子どもを産み、社会に貢献できる人間に育てること
も、持続可能なよりよい社会を作るために、きわめて重要
なことだと思う。▼そのような社会の実現を意図した訳でも
ないが、筆者は、これまで友人と友人を結びつけるキューピ
ッドの役を担ったことも少なくない。先月も、友人から、お
陰で入籍したとの報告をうけた。▼また、この役割を演じる
のがよほど心地よいのか、同期の仲間とその関連の会社を立
ち上げることになった。一人でも多くの人の縁を取り持ち持
続可能な豊かな社会づくりに微力を尽くせたらと思っています。
(機部たな)